

1 処分を受けた税理士

氏 名： 大森 徹

登録番号： 第107491号

2 処分の内容

令和2年1月17日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

A税理士法人の社員である被処分者は、同税理士法人の関与先であるB社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から消費税の納税額を減額してほしいとの依頼を受けた同税理士法人の代表税理士であるCの指示に従い、給料手当の額の一部を外注費に計上することによって、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、B社の法人税の確定申告に当たり、売上の一部を除外することによって、所得金額の申告漏れを生じさせた。